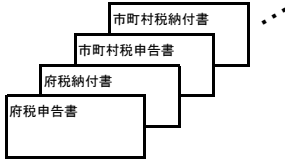


送付書類のご説明(書面での提出用)

↑ 電子申告の法人様は「(電子申告用)」としております。

1 申告書・納付書(別冊)

京都府及び京都府内25市町村(京都市を除く)の申告書及び納付書を一括送付しております。



※府税申告書(2枚複写式)と納付書(3枚複写式)の下に、市町村税申告書(2枚複写式)と納付書(3枚複写式)がありますので、他の用紙まで写らないようにご注意ください。

↓ 2月以降に電子申告の法人様へ送付するプレプリント同封書類に「法人設立・異動等届出書」と「各種明細書」は添付しておりません。

2 法人設立・異動等届出書

..... P 2

法人名、所在地、代表者等の変更があった場合、1部提出することで、京都府及び京都府内の該当市町村(京都市を除く)に対してお届出いただけます。

3 各種明細書

..... P 3 ~ P 6

様式名		添付が必要な場合
京都府	欠損金額等及び災害損失金の控除明細書(第6号様式別表9)	欠損金、災害損失金の控除がある場合
	基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書(第6号様式別表14)	地方法人特別税があり、法人事業税の所得割を超過税率で計算している場合
	課税標準の分割に関する明細書(第10号様式)	京都府と他の都道府県に事務所等がある場合(欠損でも添付が必要です)
市町村	課税標準の分割に関する明細書(第22号の2様式)	2以上の市町村に事務所等がある場合

※ 必要な様式のみ提出してください。他に添付が必要な様式がある場合には、ダウンロード等により各自用意いただき添付をお願いします。京都府法人2税のダウンロード様式についてはP7をご覧ください。

※ P3~P6の法人設立・異動等届出書及び各種明細書の『控』が必要な場合は、各自コピーをお願いします。『控』に受付印が必要な場合には、欄外右上に『控』と朱書きしたコピーを添付してください。

なお、申告書を郵送でご提出いただく場合、切手を貼付した返信用封筒が同封されていない場合は、『控』をお返しできませんのでご注意ください。

4 京都府 申告書に添付が必要な別表等と添付資料について

..... P 7

5 京都府 法人府民税・事業税等の税率表

..... P 8

6 府内25市町村 法人市町村民税の税率表

..... P 8 (裏面)

7 京都府及び府内25市町村 取扱金融機関

..... P 9

8 法人府民税・事業税等及び法人市町村民税の納付に係る連絡先

..... P 9 (裏面)

納付や還付の手続、納税証明書の発行は、京都府と各市町村において行います。

9 法人府民税・事業税及び法人市町村民税の改正について

..... P 10

10 外形標準課税適用法人(資本金の額が1億円超の法人)における税制改正について

..... P 11

申告書、法人設立・異動等届出書の提出先

京都府及び京都府内の市町村(京都市を除く)の法人関係税の申告書・届出書は、「京都地方税機構 申告センター」で受け付けています。

TEL:075-417-1371

(注)府税申告書は京都府庁、府税事務所、京都府広域振興局、また市町村税申告書は市役所、町村役場へもそれぞれ提出していただけますが、できるだけ申告センターに提出をお願いします。

提出先(封筒貼付用にお使いください。)

〒602-8054
京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2
京都府庁西別館4階
京都地方税機構 申告センター



申告センターにお越しの際は公共交通機関をご利用ください。

●地下鉄「丸太町」 ●バス「府庁前」

電子申告、電子申請・届出も可能です。

詳しい情報については、「エルタックス」のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス

<http://www.eltax.jp/>